

平成24年度交通安全運動の推進方針

1 趣旨

この運動は、人命尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人ひとりが、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現をめざし、県民総ぐるみで展開するものである。

2 推進期間

平成24年4月1日（日）～平成25年3月31日（日）

3 スローガン

「交通安全は家庭、地域、学校、職場から」「高知の交通マナーを高めよう」

4 重点事項及び推進目的

(1) 最重点事項

最重点事項	推進目的
高齢者の交通事故防止	高齢者への思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、効果的な交通安全教育や指導を積極的に推進して高齢者の交通事故を防止することを目的とする。

(2) 重点事項

重点事項	推進目的
(1) 子どもの交通事故防止	子どもたちが交通社会に対応できるよう、正しい交通ルールと交通マナーを身につけるための体験・実践的な交通安全指導を推進し、子どもの交通事故を防止することを目的とする。
(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用効果の啓発と正しい着用の指導・広報活動に努め、交通事故による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。
(3) 飲酒運転の根絶	飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性等を県民に周知するとともにあらゆる機会を通じて「飲酒運転は、悪質・凶悪な犯罪である」との認識を浸透させ、飲酒運転を許さない県民意識を醸成し、飲酒運転を根絶することを目的とする。
(4) 自転車利用者のマナーの向上	自転車利用者の、交通ルールの遵守と交通マナーを実践することにより、交通安全意識を高めて交通事故を防止するとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行の啓発等、自転車利用者による危険・迷惑行為を防止することを目的とする。
(5) 運転中の携帯電話等の使用禁止（自転車を含む）	運転中に携帯電話等を使用することの危険性・迷惑性を認識させるために、広報啓発活動を行い、運転中には携帯電話等を使用しない意識を徹底することにより、交通事故を防止することを目的とする。
(6) 暴走族等の根絶	暴走族等に対し「高知県暴走族等の根絶に関する条例」に沿って関係機関が協力し、効果的な対策を推進することにより、暴走族等の根絶を図り、県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

5 実施運動

(1) 交通安全運動

運動の名称	期 間	期日を決めて行う運動
春の全国交通安全運動	4月6日(金)～4月15日(日)	一斉街頭指導日 4.9(月)、4.13(金) 交通事故死ゼロを目指す日 4.10(火)
秋の全国交通安全運動	9月21日(金)～9月30日(日)	一斉街頭指導日 9.21(金)、9.28(金) 交通事故死ゼロを目指す日 9.30(日)
年末年始の交通安全運動	12月10日(月)～1月9日(水)	一斉街頭指導 12.10(月)、1.8(火)

(2) 交通安全日 *土・日または祝日の場合は翌日

名 称	実 施 日
シートベルト・チャイルドシート着用指導日	毎月4・14・24日
高齢者交通安全の日	毎月15日(高齢者世帯訪問活動等)
原付・自転車街頭指導日	毎月15日
県民交通安全の日	毎月20日
児童・園児の交通安全の日	毎月第2・第4月曜日(休校日・休園日を除く)

(3) その他の運動

運動の名称	期 間	等
自転車マナーアップキャンペーン	5月1日(火)～5月31日(木) 県内一斉の自転車街頭指導日 5/15(火)	
暴走族等の根絶強化月間	6月1日(金)～6月30日(土)	
高齢者交通事故防止キャンペーン (高齢者1万人訪問活動) (年金受給日における交通安全啓発)	9月1日(土)～12月31日(月) (9月1日(土)～9月30日(日)) (10月15日(月)、12月14日(金))	

6 運動の重点推進事項

別表のとおり

7 その他

- (1) 別に定める要領により「交通死亡事故多発警報」が発令されたときは、各関係機関・団体は相互の連携を密にして、交通死亡事故の抑止に向けた緊急対策を集中的かつ強力に推進する。
- (2) 毎月10日、20日、30日の「公共のりものデー」に協賛し、地球温暖化防止のためのCO₂の削減と公共交通機関の利用を促進することにより、車の総量を減らし交通事故の防止を図る。
- (3) 高齢運転者の関係する交通事故が、全体に高い割合を占めている状況にあり、対策の一環として「運転免許返納支援制度」の推進を図る。